# ドメイン取得代行・ 維持管理サービス利用規約

## (利用規約の適用)

第1条株式会社ヒューマンウェア(以下「当社」といいます。)

は、ドメイン取得代行・維持管理サービス利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、本規約に基づきドメイン取得代行・維持管理サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2契約者は本規約を遵守して、本サ ービスを受けるものとします。

## (上位規則の遵守)

第2条本規約に適用される法令、ならびに TheInternetCorporation AssignedNamesAndNumbers(以下

「ICANN」といいます。)及び別表 1 に定める上位組織が随時採用するドメイン名に関するポリシー、ガイドライン、規約、規則、指針その他の取り決め(以下「ポリシー等」とし、これら法令、ポリシー等を含めたものを「上位規則」といいます。)は本規約に優先する効力を持つものとします。

## (本規約の運用)

第3条本規約は、利用者と当社との 間の本サービスに関する一切の関係に 適用します。

2 当社は、利用者の承諾を得ることなく必要に応じて本規約を変更することがあります。本規約を変更した場合、当社はホームページに掲載するか又は登録された電子メールアドレス又はその他当社が適当と認める方法により利用者に通知します。

3 本規約の変更は、利用者に通知された時点で効力が生じ、それ以前の規約はその時点で効力を失います。

# (利用契約)

第4条利用契約の申込み(以下「利用申込み」といいます。)は、本規約を承諾の上、

当社が別に定める方法に従い利用申込 みを行うものとします。

2本サービスは当該ドメイン名を当 社サービスで運用することを前提に提 供します。

3当社は、次の何れかに該当するときは、利用申込みを承諾しないことがあります。又、利用申込み後においても、次の何れかに該当すると判断した場合は、当社は契約の承諾を取り消すことができます。

- (1)契約者が、本サービスを含む 当社サービス料金の支払い を怠り又は怠る虞があると き。
- (2)過去に不正使用等により利用契約の解除又は本サービス利用の停止があったと判明したとき。
- (3) 当社の業務遂行上、又は技術 上著しい支障があるとき。
- (4) 当該ドメイン名が第5条の 何れかに該当するとき。 4契約者は、本サービスで使用す る、.JP をトップレベルドメイン(以 下「TLD」といいます。)とするドメイ ン名(以下「JPドメイン」といいます。) に関する情報を、株式会社日本レジス トリサービス(以下「JPRS」といいま す。) の運営するデータベースに登録す ること、及びその後の手続き等に関し て、当社にその手続きを委任すること を承認したものと見なします。 5契約者は、本サービスで使用す る.com、.net、.org、.info 及び.biz を TLD とするドメイン名(以下「gTLD ドメイン」といいます。) の登録および その後の変更手続き等に関して、当社 にこの手続きを委任することを承認し

たものと見なします。

6.com 及び.net を TLD とするドメイン名を所有する契約者は、そのドメイン名を所有する関係を TheInternet CorporationAssignedNamesAnd Numbers(以下「ICANN」といいます。)の認定する登録業者(以下「gTLD レジストラ」といいます。)を通して VeriSign データベースに登録することを承認したものと見なします。 7.org を TLD とするドメイン名を所有する契約者は、そのドメイン名に関する情報を ICANN の認定する gTLD レジストラを通して PublicInterest Registry の提供するデータベースに登録することを承認したものと見なします

8.info を TLD とするドメイン名を 所有する契約者は、そのドメイン名に 関する情報を ICANN の認定する g TLD レジストラを通して AfiliasLtd. の提供するデータベースに登録するこ とを承認したものと見なします。 9.bizを TLD とするドメイン名を所 有する契約者は、そのドメイン名に関 する情報を ICANN の認定する g TLD レジストラを通して NeuLevel,Inc.の 提供するデータベースに登録すること を承認したものと見なします。 10 セカンドレベルドメインの文字列 に全角文字を含むドメイン名(以下、 「日本語ドメイン」といいます。) の登 録にあたっては、契約者は以下の各号 のリスクがあることを合意した上で利 用申込みを行うものとします。

- (1) 日本語ドメインの技術が未 だ標準化されていないこと、 また標準化の時期が未定で あること
- (2) 日本語ドメインの方針についてレジストリがその方針 を変更する場合があること
- (3) 日本語ドメインの利用にあたっては契約者、及び日本語ドメイン利用者のソフトウェアの対応が必要であること
- (4) その他日本語ドメインの利 用に関して不確定要素があ ること
- (5)前号各号に起因して、日本語 ドメインの利用ができない 場合があること
- (6) 如何なる問題が発生しても取得代行手数料及び維持手数料が返還されないこと11契約者が一度選択し、利用申込みを行ったドメイン名についての変更は、新規取得の扱いに準拠するものとします。

# (ドメイン名の登録拒否)

第5条当社は、ドメイン名の登録または使用が以下の事由に該当すると合理的に判断した場合、当該ドメイン名について、利用申込みを承諾しないことができるものとします。

- (1)法令に違反し又は違反する 虞がある場合
- (2) ICANN 及び別表 1 に定める上位組織の規則に抵触しまたは抵触する虞がある場合
- (3) インターネットの慣習やインターネット事業者又はユーザの自主的な規制に抵触し、又は抵触する虞がある場合
- (4) その他、当社が不適切と判 断する場合

# (書類等の提出)

第6条当社は本サービスの提供に必要と判断する場合又はドメイン登録情報を変更又はレジストリデータベースから削除する場合には、契約者に対しまめなる他の資料の提出を求めることがあります。

#### (契約者への通知)

第7条当社は、電子メールによる送信、ホームページへの掲載、その他当社が適当であると判断する方法により、当社が必要と認める事項を契約者に対し、
いのでは、これでは、できない。

(禁止される行為)

第8条本サービスにおいて、次の各 号の行為は禁止します。

- (1) 当社若しくは第三者の法的 保護に値する一切の利益を 侵害する行為又はその虞の ある行為
- (2) 犯罪行為若しくは犯罪行為 をそそのかしたり容易にさ せる行為又はその虞のある 行為
- (3) 虚偽の情報を意図的に提供 する行為又はその虞のある 行為
- (4) 本サービスに支障を及ぼす 行為又はその虞のある行為 (5) その他、当社が不適切と判断
- する行為 2契約者が前項で規定する禁止され る行為を行った場合、その行為に関す る事なに出該契約者に帰属! 当社は

る責任は当該契約者に帰属し、当社は 一切の責任を負わないものとします。 3契約者が第1項で規定する禁止される行為により故意に本サービスを運用停止又はそれに近い状態に至らせた場合、契約者は、当社がそれにより被る損害を賠償しなければならないものとします。

# (契約期間)

第9条本サービスの契約期間は、当該ドメイン名が別表1に定める上位組織によって登録完了した日から起算し1年間とします。ただし、JPメイン名の登録期間は、ドメイン名登録原簿の記載が完了した日の属する月の翌年対応月末日までとする。

2 当社は、契約満了日(当該ドメイン名の取得年月日から起算して11年後の日をいいます。但し、日本語.ck レび日本語.net ドメインにつかが見います。以下一夕ベースの有効期限日にいます。以下同じとします。)の60日前に相当する日までに契約者から契約の解除の申請がない限り、契約期間の日において、本サービのの更納期間に相当する料金として別途料金表に定る

# (登録情報の更新)

第 10 条契約者は、当社に提供した全 ての情報を正確に、かつ最新のものに 保つものとします。

2 契約者の登録情報が不正確もしくは不十分であった場合、又は必要書類の提出をしなかった場合など、契約録の責めに帰すべき事由に基づき登録情報を変更できなかった場合、これに基づき発生した損害に対して当社は一切責任を負わないものとします。 3 契約者は、ドメイン名の登録情報

変更等の手続きに必要な書類の取得及びそれに関する費用を負担するものと

(第三者に対する使用許可) 第 11 条契約者は、第三者に対して 当該契約者のドメイン名の使用を許可 した場合においても、当該契約者が当 該ドメイン名の保有者であり、この利 用規約に基づくすべての義務を直接負 担することに同意するものとします。 (名義変更)

第 12 条契約者が次の事由により当該 ドメイン名の名義を変更する場合、当 社は別表2に定める料金を請求するも のとします。

- (1) 譲渡によるもの
- (2) 合併によるもの
- (3) 会社統合によるもの
- (4) 分社化等を含む社名変更に よるもの
- (5) 相続によるもの
- (6)婚姻等で呼称(姓)に変更が あった場合

# (他社へのドメイン名の移転)

第13条契約者は、別表1に定める上 位組織の定める手続きに従い、他社へ のドメイン名の移転を行うことができ るものとします。

2契約者は、当該ドメイン名を他社 に移転しようとする日の30日前まで に当社へ申込みを行うものとします。 3契約者が他社へのドメイン名の移 転を行う場合、当社は別表2に定める ドメイン移転手数料を請求するものと 1.ます.

4 当該ドメイン名が移転前に契約満 了日を迎えた場合は、利用契約の解除 後にドメイン維持手数料が発生するこ とがあります。 (当社へのドメイン名の移転)

第 14 条契約者は、別表 1 に定める上 位組織の定める手続きに従い、当該ド メイン名を、現在当該ドメイン名を管 理している登録業者から当社ヘドメイ ン名の移転ができるものとします。 2契約者が当社へのドメイン名の移 転を行う場合、当社は別表2に定める ドメイン移転手数料を請求するものと 1.ます。

3 当社への gTLD ドメイン名の移転 を行った場合の契約期間は、当該ドメ イン名にかかるレジストリデータベー ス上の有効期限日までとし、当社は有 効期限日において本サービスの契約期 間を更に1年更新し、次回の更新期間 に相当する料金として別途料金表に定 めるドメイン維持手数料を請求します。 4 当社への JP ドメイン名の移転を 行った場合の契約期間は当該ドメイン 名の取得月日までとし、当社は取得月 日において、本サービスの契約期間を 更に1年更新し、次回の更新期間に相 当する料金として別途料金表に定める ドメイン維持手数料を請求します。

(契約者によるドメイン名の削除) 第 15 条契約者がレジストリデータベ 一スからドメイン名を削除しようとす る場合は、当該ドメイン名を削除しよ うとする日の60日前までに、当社所 定の手続きにより当社にその旨を申請 するものとします。

2契約者がドメイン名の削除をしよ うとする場合、当該利用契約の解除も 行うものとします。

3契約者がドメイン名の削除及び当 該利用契約を解除した場合においても、 解除日までに発生した本サービスの料 金を、当社の指定する方法で支払わな ければなりません。

4契約者が契約期間の途中にドメイ ン名の削除及び当該利用契約を解除し た場合でも、既に当社に支払われた料 金については返却又は日割はいたしま せん。

(当社による解除)

第 16 条当社は、次の各号の何れか一 に該当する場合は、事前の通知なく、

当該利用契約を解除すること及び当該 ドメイン名をレジストリデータベース から削除することができるものとしま す。

- (1) 契約内容に虚偽があった場 合
- (2) 契約者が本規約又は当社が 別に定める利用規程等に違 反した場合
- (3) 契約者が本サービスの料金 を含む当社サービスの料金 を当社指定日までに支払わ ない場合
- (4) 契約者が当社から行う登録 情報確認の求めに対して1 0日を過ぎても回答しない 提合

2前条第3項の規定は、前項による

#### (料金)

第 17 条本サービスの料金は、別途料 金表に定めるとおりとします。 2 前項の料金は日割計算はいたしま せん。

(料金の計算方法及び支払義務) 第18条当社は、本サービスの料金を、 前条に基づいて契約満了日の属する月 の前々月に請求します。

2請求を受けた契約者は、当社が指 定する期日までに、その料金を支払わ なければなりません。

3 当社は、料金の計算において、その 計算結果に消費税相当額及び地方消費 税相当額を加算し、1円未満の端数が 生じた場合は、その端数を切り捨てた 額を請求します。

4本サービスの料金の支払方法は、 口座振替及び請求書払いのいずれかと します。

### (責任の制限)

第 19 条当社は、以下の事項に起因し て発生する可能性のあるあらゆる損失 について、契約者あるいはその他の者 に対して責任を負わないものとします。

- (1) ドメイン名の登録停止また は登録取消
- (2) ドメイン名の使用
- (3) 本サービスの中断または終 7
- (4) 登録システムへのアクセス の遅延または中断
- (5) データの配信不能、配信遅延、 及び配信間違い
- (6) 利用申込みの処理
- (7) 契約者のドメイン名に関連 する記録の修正処理
- (8) 本利用規約及び上位規則の 適用

2 当社は契約者に対し、契約、不法 行為、その他事由の如何を問わず、生 じた損害について一切責任を負わない ものとします。

3前2項にかかわらず、当社の責め に帰すべき事由によりその提供を行わ なかったことにより、責任を負担する ことになった場合における当社の責任 の範囲は、如何なる場合においても、 直近2年間に当該契約者がドメイン名 の登録及びその維持のために当社に支 払った合計金額を超えないものとしま

4前3項に規定する損害賠償の事由 が発生した日から起算して6ヶ月を経 過しても契約者から損害賠償の請求が ないときは、当社は損害賠償に応ずる

# (その他)

第20条本サービスの利用に関して 本規約及び当社が別に定める利用規約 により解決できない問題が発生した場 合には、当社と契約者の間で双方誠意 を持って話し合い、これを解決するも のとします。

2本サービスの利用に関して、当社 と契約者との間に係争が発生し、訴訟 により解決する必要が生じた場合には、 東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁 判所とします。

#### 附則

第1条(発効期日) この利用規約は、2016年12月20日より 施行します。

#### (別表1)上付組織

上位組織とは以下の組織を指します。 トップレベルドメインレジストリ .jp:株式会社日本レジストリサービス .com、.net: VeriSignGlobalRegistry

## Services

.or g : PublicInterestRegistry .biz: NeuLevel,Inc. .info : AfiliasLtd.

## (別表2)

料金種別請求単位金額(税別) ・ドメイン名義変更手数料ドメイ ン名毎に 7 000 円

- ・ドメイン移転手数料(当社から他 事業者への移転)ドメイン名毎に 7.000円
- ・ドメイン移転手数料(他事業者か ら当社への移転) ドメイン名毎に 0円
- ・ドメイン情報変更手数料ドメイ ン名毎に 5.000 円
- ・ドメイン各録情報再発行手数料 1通毎に 1,000円

以上